

○ 専修学校設置基準の一部を改正する省令 (新旧対照条文)

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現 行
<p>(授業の方法) 第十二条 (略)</p> <p>2 前項の授業の方法による授業科目の履修は、専修学校の課程の修了に必要な総授業時数のうち四分の三を超えないものとする。</p>	<p>(授業の方法) 第十二条 専修学校は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。</p> <p>2 前項の授業の方法による授業科目の履修は、専修学校の課程の修了に必要な総授業時数のうち二分の一を超えないものとする。</p>